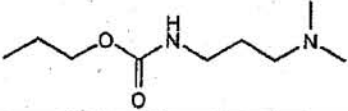


プロパモカルブ (Propamocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規製剤の農薬登録申請に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	プロピルカルバマート骨格を有する殺菌剤 病原菌の菌糸細胞膜に作用し、細胞内容物の漏出を引き起こすことで効果を発揮すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	農薬登録申請: はくさい、たまねぎ										
我が国の登録状況	農薬登録: ばれいしよ、レタス、きゅうり、しょうが										
諸外国の状況	カリフラワー、レタス、畜産物等に国際基準が設定されている。 米国においてはばれいしよ、うり科野菜等に、カナダにおいてきゅうり、畜産物等に、EUにおいてレモン、りんご、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.29 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 29.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: プロパモカルブ(親化合物)										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="403 925 996 1117"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.2	幼小児(1~6歳)	18.6	妊婦	9.2	高齢者(65歳以上)	12.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.2										
幼小児(1~6歳)	18.6										
妊婦	9.2										
高齢者(65歳以上)	12.1										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

プロパモカルブ

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米を含む。)	0.1	0.1				
ばれいしよ	0.3	0.5	○	0.3		<0.02, <0.02/<0.02, <0.02
てんさい	0.2	0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	1	5.0	申	1		0.692, 4.50(\$)/1.60, 2.46
はくさい	10					
キャベツ	0.1	0.1				
芽キャベツ	1.0	1.0				
チンゲンサイ	0.5	0.5				
カリフラワー	0.2	0.2		0.2		
ブロッコリー	0.5	0.5				
その他のあぶらな科野菜	0.5	0.5				
チコリ	2	1.0		2		
レタス	10	10	○	100		1.81, 0.57
たまねぎ	0.05		申			0.012, <0.009
ねぎ	3.0	3.0				
セロリ	0.2	0.2				
トマト	2	1.0		2		
ピーマン	3	1.0		3		
なす	0.3	0.1		0.3		
その他のなす科野菜	2	2				[0.51, 1.46(\$)(韓国)]
きゅうり	5	2.0	○	5		0.39, 0.42/1.40(\$), 1.44(\$)
かぼちや	5	0.5		5		
しろり	5	0.5		5		
すいか	0.5	0.5		5		
メロン類果実	0.5	0.5		5		
まくわり	0.5	0.5		5		
その他のうり科野菜	5	0.5		5		
ほうれんそう	40	10		40		
たけのこ	0.2	0.2				
しょうが	10	10	○			10.2(\$), 19.4(\$), 5.17(\$) /0.79(\$), 4.52(\$)
その他の野菜	0.2	0.2				
いちご	0.1	0.1				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家禽の筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家禽の脂肪	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家禽の卵	0.01			0.01		
どろがらし(乾燥させたもの。)	10			10		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (x)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

プロパモカルブ

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米を含む。)	0.1
ばれいしよ	0.3
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1
はくさい	10
キャベツ	0.1
芽キャベツ	1.0
チンゲンサイ	0.5
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^(注1)	0.5
チコリ	2
レタス	10
たまねぎ	0.05
ねぎ	3.0
セロリ	0.2
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^(注2)	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	5
かぼちや(スカッシュを含む。)	5
しろうり	5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわり	0.5
その他のうり科野菜 ^(注3)	5
ほうれんそう	40
たけのこ	0.2
しょうが	10
その他の野菜 ^(注4)	0.2
いちご	0.1
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注5) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^(注6)	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家禽 ^(注7) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家禽の脂肪	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家禽の卵	0.01
とうがらし(乾燥させたもの。)	10

※今回残留基準を設定するプロパモカルブには、プロバモカルブ及びプロバモカルブ塩酸塩が含まれる。

注1「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注4「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

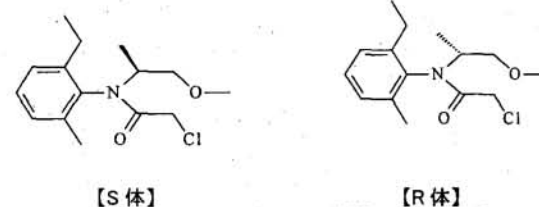
注6「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。

注7「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

メトラクロール (Metolachlor)

農薬名 メトラクロール

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規製剤の農薬登録申請に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p style="text-align: center;">【S体】 【R体】</p>										
用途	農薬/除草剤										
作用機構	酸アミド系の除草剤。 主に超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、植物の生長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって、植物を枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	農薬登録申請;とうもろこし、大豆、小豆類、らっかせい等/一年生雑草等										
我が国の登録状況	とうもろこし、大豆、小豆類、らっかせい等に農薬登録がなされている。活性成分であるS体の比率を高めた製剤について新規登録申請が行われている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において豆類、ひまわりの種子、卵、乳等に、カナダにおいてりんご、桃等に、欧州連合(EU)においてチコリ、いちご等に、オーストラリアにおいて大麦、小麦、かんしょ等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.097 mg/kg 体重/day 【設定根拠】1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混飼) 無毒性量 9.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:メトラクロール(S体とR体の和とする)										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	1.5	幼小児(1~6歳)	3.1	妊婦	1.3	高齢者(65歳以上)	1.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	1.5										
幼小児(1~6歳)	3.1										
妊婦	1.3										
高齢者(65歳以上)	1.5										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1				
小麦	0.1	0.1				
大麦	0.1	0.1				
ライ麦	0.1	0.1				
とうもろこし	0.1	0.1	○・申	0.1	米国	<0.01(n×12) 【<0.08(n=12)】(米国とうもろこし)
そば	0.1	0.1				
その他の穀類	0.3	0.3				
大豆	0.2	0.2	○・申	0.2	米国	<0.005,<0.005(#) 【0.08-0.11(n=14)】(米国大豆)
小豆類	0.2	0.3	○・申			<0.01(n×4)(いんげんまめ), <0.05,<0.05(べにはいんげん)
えんどう	0.3	0.3				
そらまめ	0.3	0.3				
らっかせい	0.2	0.5	○・申	0.2	米国	<0.01,<0.01(#) 【<0.08-0.13(#)(n=18)】(米 国らっかせい)
その他の豆類	0.3	0.3				
ばれいしよ	0.2	0.2	○	0.2	米国	<0.01,<0.01 【<0.08-0.14(#)(n=16)】(米 国ばれいしよ)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01 【<0.1(#)(n=6)】(臺灣かん しょ)
かんしょ	0.1	0.1	○・申	0.2	漳州	<0.005,<0.005
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.1	○			<0.01,<0.01
こんにやくいも	0.05	0.1	○・申			<0.01,<0.01
その他のいも類	0.05	0.1				
てんさい	0.1	0.1	○・申	0.5	米国	<0.01,<0.01/<0.005,<0.005(#) 【<0.08-0.32(#)(n=22)】(米 国てんさい)
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○	0.3	米国	<0.005,<0.005(#) 【<0.08-0.14(#)(n=8)】(米国 だいこん(根部))
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	0.1	○			<0.01/<0.005(#)
かぶ類の根	0.1	0.1	○	0.3	米国	<0.01,<0.01 【<0.08-0.14(#)(n=8)】(米国 だいこん(根部))
かぶ類の葉	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
西洋わさび	0.3	0.1		0.3	米国	【<0.08-0.14(#)(n=8)】(米国 だいこん(根部))
クレソン		0.1				
はくさい	0.1	0.1				
キャベツ	0.05	1	○・申			<0.01(n×4)
芽キャベツ	1	1				
ケール		0.02				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー	0.02	0.02				
ブロッコリー	0.02	0.02				
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
しゆんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜		0.1 0.1 0.1				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.05	1 0.1	○			<0.01,<0.01(#)
にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	1 0.1 0.1	1 0.1 0.1				
にんじん	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01,<0.01,<0.05(#)
パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.1 0.1 0.1 0.1				
トマト	0.1	0.07		0.1	米国	【<0.08(n=15)】(米国トマト)
ピーマン その他のなす科野菜	0.1 0.5	0.1 0.5				
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05 0.05				
しろりり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜		0.05 0.05 0.05 0.05				
ほうれんそう たけのこ しょうが 未成熟えんどう	0.3 0.3	0.3 0.05 0.1 0.3				
未成熟いんげん	0.3	0.3	○	0.5	米国	<0.01,<0.01 【<0.08(n=5)】(米国いんげん まめ)
えだまめ その他の野菜	0.3 0.05	0.3 0.05	○	0.5	米国	<0.01,<0.01 【米国のいんげんまめ、えんどう まめ参照】
りんご 日本なし 西洋なし	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.1	カナダ カナダ カナダ	【<0.08(#)(n=8)】(米国リン ご) 【<0.08(#)(n=3)】(米国なし) 【<0.08(#)(n=3)】(米国なし)
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーベリーを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。) その他の果実	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
ひまわりの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.05 0.1 0.1 0.05	0.05 0.1 0.1 0.05				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 その他のスパイス	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
その他のハーブ	0.1	0.1		0.1	米国	【米国のセルリー(茎葉野菜) 参照】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.03 0.03 0.03				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02 0.02 0.02				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05 0.05 0.05				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2 0.1 0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食 用部分		0.04 0.04 0.04				
乳 鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.03 0.02 0.02				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.02 0.02 0.04 0.04				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓 鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.02 0.02 0.02 0.02				
鶏の卵 その他の家きんの卵 ミネラルウォーター類		0.02 0.02 0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。